

鳥取県地先海面における定置網漁業の資源管理協定

協定締結日 令和5年12月21日
協定認定日 令和5年12月27日

(目的)

第1条 本協定は、ぶり、あじ、さわら等の定置漁業及び小型定置網漁業（以下「定置網漁業」という。）で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該定置網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって定置網漁業で漁獲される水産資源の保存および管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、鳥取県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、定置網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、まあじ、まさば対馬暖流系群（以下「まさば」という。）、ごまさば東シナ海系群（以下「ごまさば」という。）、ぶり、まだい日本海西部・東シナ海系群（以下「まだい」という。）、ひらめ日本海中西部・東シナ海系群（以下「ひらめ」という。）、さわら日本海・東シナ海系群（以下「さわら」という。）とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、定置網漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

まあじ	資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙2-5に定める目標
まさば、ごまさば	資源管理基本方針別紙2-16に定める目標
ぶり	鳥取県資源管理方針（令和2年鳥取県告示第630号。以下同じ。）別紙2-5に定める資源管理の方向性
まだい	鳥取県資源管理方針別紙2-6に定める資源管理の方向性
ひらめ	鳥取県資源管理方針別紙2-7に定める資源管理の方向性
さわら	鳥取県資源管理方針別紙2-9に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 各地区における休漁期間（網の陸揚げ期間）は次のとおりとする。

鳥取県漁業協同組合（夏泊、泊、御来屋、淀江）：1月1日から2月末日までの間

有限会社興洋水産：1月16日から3月15日までの間

なお、箱網部の敷設をもって操業開始とする。

二 ひらめは全長 25 センチメートル以下、まだいは尾叉長 13 センチメートル以下の漁獲サ
イズ制限を継続して取り組む。

(取組の履行確認に関する事項)

第 5 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも
年 1 回前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第 1 項の履行確認は、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第 1 項の履行確認においては、前条第 1 号の取組については参加者が所属する漁協の職員の
履行状況確認表で確認することとし、それ以外の取組については水揚げ時に漁協職員が確認す
ることとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第 1
項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、
漁獲量等の情報を鳥取県知事に報告するものとする。ただし、市場の販売システム等を用いて
鳥取県の漁獲情報システムに漁獲情報を送信した場合はこの限りではない。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的
に鳥取県及び鳥取県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協
定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検
証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び鳥取
県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検
証を行うこととする。
- 3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的
知見に基づき、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確
認への協力その他の本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められ
た場合には、当該違反の疑義の内容について鳥取県資源管理協議会に報告し、調査及び協議す
ることとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかとなり、かつその違反の程度が重大なも
のであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び鳥取県からの補助を受け
ることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、
違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。）

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

- 第11条 法第126条第1項の規定に基づき鳥取県知事にあっせんすべきことを求める議事は、全参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

- 第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年1月1日から施行する。

(本協定の参加者)

鳥取県地先海面における定置網漁業の資源管理協定の参加者名簿は別添のとおり